

船橋市救急医療シンポジウム実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 市民に対する救急医療への意識の高揚及び心肺蘇生法の普及・啓発を図ることを目的に開催する船橋市救急医療シンポジウム（以下「大会」という。）の企画運営を行うため、船橋市救急医療シンポジウム実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(大会会長)

第2条 大会会長は、市長とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 大会の実施に関すること。
- (2) その他委員会の目的達成に必要と認められること。

(組織)

第4条 委員会は、委員27人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会の委員は、別表に掲げる各団体等から推薦された者及び市職員であつて同表に掲げる職にある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から、その年度の終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 この委員会に次に掲げる役員を置き、委員より選出する。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 監事

(役員職務)

第8条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、委員会の会計を監査する。

(会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

(災害補償)

第10条 委員（市職員を除く。）の業務に係る事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、健康福祉局健康部健康政策課に置く。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別表

種別	団体名・職名
(1) 保健医療関係団体	船橋市医師会
	千葉県看護協会
(2) 普及・啓発促進団体	船橋市自治会連合協議会
	船橋市PTA連合会
	船橋市全婦人団体連絡会
	船橋市老人クラブ連合会
	船橋商工会議所
	船橋市赤十字奉仕団
	船橋市社会福祉協議会
(3) 公的医療機関及び関係行政機関	船橋市消防団
	船橋労働基準監督署
	船橋市立医療センター
(4) 市職員	船橋市病院局長
	船橋市健康福祉局長
	船橋市健康福祉局健康部長
	船橋市消防局長
	船橋市消防局救急課長
	船橋市教育委員会保健体育課長